

12他者排除行為：その他 (入口・本体)

入口

- * 基本的に全て必要

- * 193-194のコラム（一般指定8項と一般指定9項）だけ1巡目は不要

- * 「その他」

- * 実は取引拒絶系
 - * 実は略奪販売系
 - * やはりいずれでもない

195-196
ア77-マ-5.11は、
2回目に
1回します

本体

* 平成29年改正後の流通取引慣行ガイドライン

- * 「市場閉鎖効果」
- * 「能率競争の観点から競争手段として不公正」

(2) 独占禁止法上問題となる場合

9K166

ある商品（主たる商品）の市場における有力な事業者が、取引の相手方に対し、当該商品の供給に併せて他の商品（従たる商品）を購入させることによって、従たる商品の市場において市場閉鎖効果が生じる場合には（注10）、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定10項（抱き合わせ販売等））。

なお、「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかについては、前記第1部の3(1)及び(2)アにおいて述べた考え方に基づき判断される。例えば、抱き合わせ販売を行う事業者の主たる商品の市場シェアが大きいほど、当該行為が長期間にわたるほど、対象とされる相手方の数が多いほど、そうでない場合と比較して、市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。また、従たる商品の市場における商品差別化が進んでいない場合には、そうでない場合と比較して、当該事業者の従たる商品が購入されることにより競争者の従たる商品が購入されなくなるおそれが高く、市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。

(具体例)

X社及びY社はパソコン用ソフトウェアの開発及びライセンスの供与に係る事業を営む者である。X社の表計算ソフト及びY社のワープロソフトは、それぞれ、市場シェア第1位であった。

22

MS J 太 伊フで12

X社は、自社と競争するY社のワープロソフトのみがパソコン本体に搭載され販売されることは、X社のワープロソフトの市場シェアを高める上で重大な障害となるものと危惧し、パソコン製造販売業者に対し、X社の表計算ソフトとワープロソフトを併せてパソコン本体に搭載して出荷する契約を受け入れさせた。これにより、パソコン製造販売業者はX社の表計算ソフトとワープロソフトを併せて搭載したパソコンを発売し、X社のワープロソフトの市場シェアが拡大して市場シェア第1位を占めるに至った。

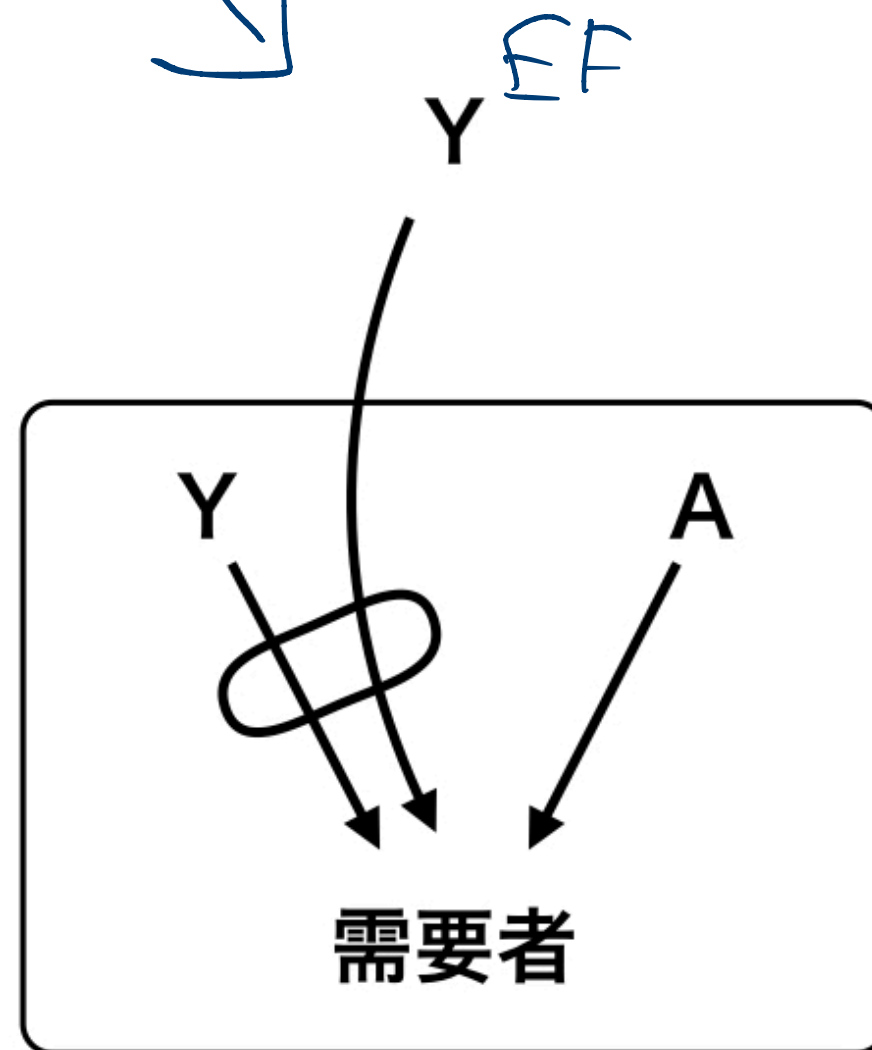
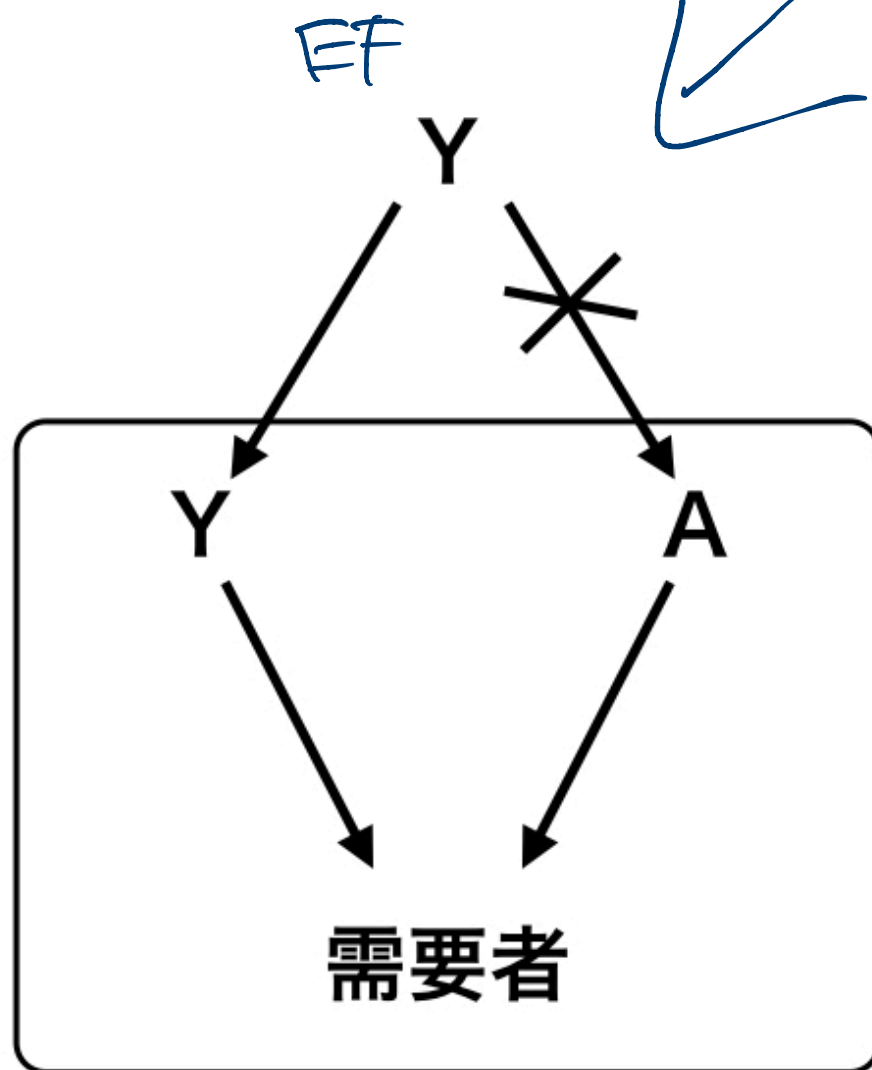
このようなX社の行為は、一般指定10項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反する。（平成10年12月14日勧告審決、平成10年（勧）第21号）

(注10) 抱き合わせ販売は、顧客の選択の自由を妨げるおそれがあり、価格、品質、サービスを中心とする能率競争の観点から、競争手段として不当である場合にも、不公正な取引方法に該当し、違法となる。事業者による抱き合わせ販売が競争手段として不当であるか否かは、主たる商品の市場力や従たる商品の特性、抱き合わせの態様のほか、当該行為の対象とされる相手方の数、当該行為の反復、継続性、行為の伝播性等の行為の広がりを経営的に考慮する。

- * 1982昭和57 不公正な取引方法の見直し
 - * 「能率競争侵害」と「自由競争減殺」
- * 1992平成4 ドラクエIV審決 不人気ソフト
- * 1992平成4 白石・ジュリスト1009・1010
- 1997平成9 白石・独禁法講義 初版
 - * 「不要品強要型」と「他者排除型」
- * 1998平成10 MSエクセル等審決 一太郎排除
- * 2017平成29 流通取引慣行Gに盛込み
 - * 「能率競争侵害」と「市場閉鎖効果」

7

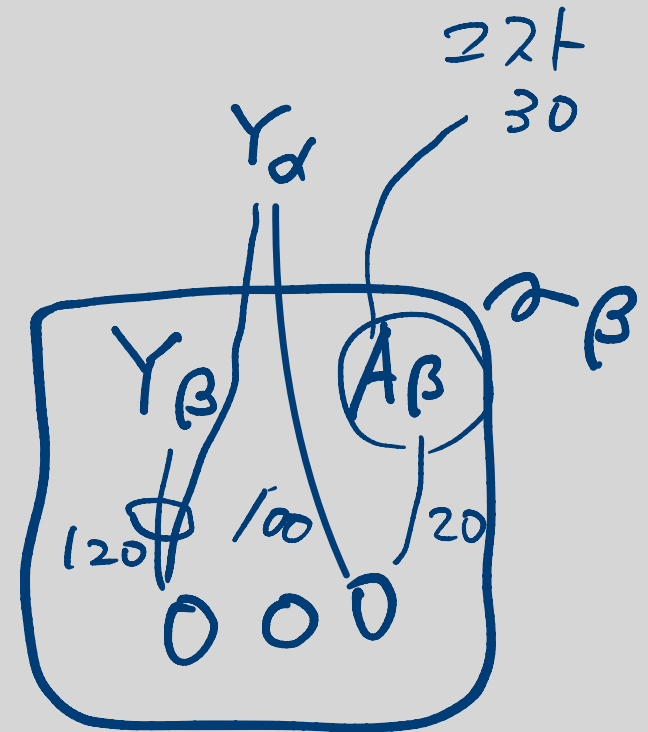
他者排除型抱き合わせは取引拒絶系



8 セット割引とマージンスクイーズ

- * 本質的には同じ問題
 - * 190の図と191の図
- * セット割引＝「バンドル・ディスカウント」
 - * 「割引総額帰属テスト」
 - ▶ Discount Attribution Test

Y	商品役務 α	商品役務 β	計
単品 価格	100	60	160
セット 価格	75 100	45 20	120
コスト	70	30	100



一般指定14項 192-195

* 特徴

- * 行為要件が漠然としている
- * 不正手段を念頭に置いて導入された規定



* 不正手段型

- * 排除効果の立証が不要
- * ワンブルー（ドライアイスも）



- 「差止請求可能！」
- 9k68
- 可能なら、a2 虚偽

* 排除効果必要型

- * 様々な場合に用いられる
- * 排除効果の立証をきちんと行えばOK

一般指定14項：並行輸入阻害行為

* 平成一桁・・・14項（当時15項）の使用が確立

* 国内の総代理店が

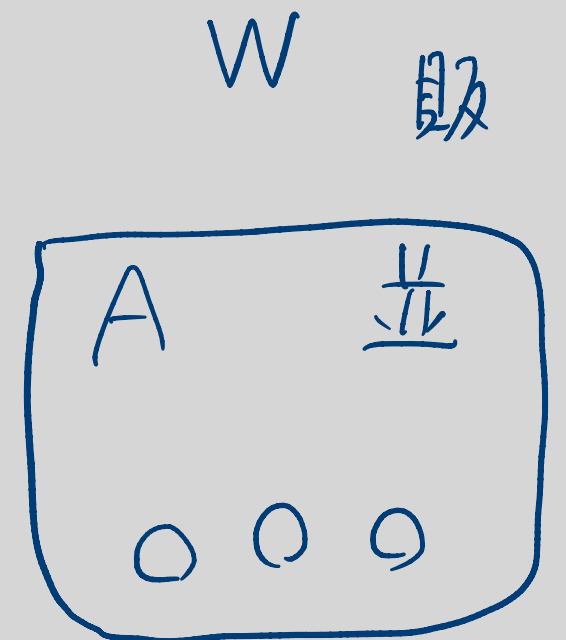
- ▶ 並行輸入品は粗悪という風評を流す
- ▶ 間接取引拒絶（海外ブランド社をして）

* R4-03-25 アメアジャパン・ウイルソン

* 一般指定14項

* 行為は

- ▶ 総代理店の間接間接取引拒絶
- ▶ 海外ブランド社の間接取引拒絶



- * あちこちの違反要件理解を鍛える素材
 - * 行為要件
 - ▶ ハイン対日立
 - * 排除効果・市場画定
 - ▶ 東芝昇降機サービス
 - * 正当化理由なし
 - ▶ キヤノンプリンタH16・公取委考え方

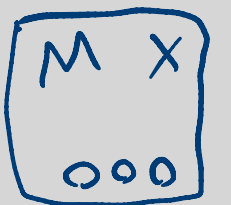
アフターマーケット事案 (2)

- * 一般指定14項を用いるものが多かった
- * 抱き合わせと再構成できる事案が多かった

▶ 中間品を主たる商品役務とし 基軸品 L M N

▶ ロックイン → 市場シェア大 中間品 M

▶ 消耗品を従たる商品役務とする 消耗品



- * ブラザー工業R3東京地判 ジュリスト1568

- * 製品（基軸品）を主たる商品役務とした

▶ 市場シェアは高くないと思われる

- * 設計変更前のプリンタには影響ない事案